

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日)  
に当たるときは、  
その翌日

## 目 次

### ◇ 告 示

字の区域の新設等(二件)  
字の区域の変更

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定

農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する  
調査測定の結果

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の変更の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良法による換地処分(三件)

開発行為に関する工事の完了

建築基準法による道路の位置の指定

### ◇ 公 告

高圧ガス販売主任者試験の実施

砂利採取業務主任者試験の実施

### ◇ 正 誤

昭和五十五年五月鳥取県告示第四百五十八号中訂正  
昭和五十五年五月鳥取県公報号外第二十一号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第四百八十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による郡家地区C工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字  
の名称

大字門尾字樓

同上の区域(昭和五十四年八月三十一日現在の地番による。)

大字奥谷字稗垣二五三の一部並びに二五二及び二五三と  
一体をなす国有地の一部、大字奥谷字深田二五四の一部、  
二六〇の一部及び二六一の一部、大字奥谷字落コ溝二六九  
の一部、二七〇の一部、二七四の一部及びこれらと一体を  
なす国有地、大字奥谷字樓二七六の一部、二七六の三  
の一部、二七七、二七八、二七八の一、二七九の一部、二  
八〇から二八四まで、二八六、二八七、二八七の一、二八  
九、二八九の一、二九〇、二九一の一から二九一の三まで  
及びこれらと一体をなす国有地並びに二七六の一及び二七  
九と一体をなす国有地の一部並びに大字下坂字下モ河原の

<p>全域</p>	<p>大字宮谷字竹股</p> <p>大字宮谷字下福井八五の一の一部、八五の二、八六の一の一部、八六の二、八七の一の一部、八七の二から八七の四まで、八七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八五の三と一体をなす国有地の一部、大字宮谷字イモフ田一〇二の二の一部、一〇二の三の一部、一〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮谷字上竹股一四六、一四七の一、一四七の二、一四八の一部、一四九の一部、一五〇、一五一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字宮谷字上石房二〇四、二〇五の一部、二〇六の一から二〇六の五まで、二〇七の一から二〇七の三までの一部、二〇七の五の一部、二一一の一の一部、二一一の四、二一二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字奥谷字下タ紅梅一三〇の一の一部、一三〇の二、一三一の一の一部、一三一の二、一三一の三の一部、一三二の一の一部、一三二の二、一三三の一の一部、一三三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p> <p>大字門尾字塚本</p> <p>同上の区域(昭和五十四年八月三十一日現在の地番による。)</p> <p>大字門尾字塚本のうち三三の一、三三の二の一部、三三の三の一部、三八の一の一部、三九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字門尾字ゴロ四〇の一、四二の一、四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四五の四及び四六の二と一体をなす国有地の一部、大字門尾字平免五七の一の一部、五七の二の一部、五八の一、五八の四、五八の七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七の三と一体をなす国有地の一部並びに大字稲荷字塚ヶ鼻二二三の一の一部、二二七の一の一部、二一八の一部、二一九の一部、二二二の一部及びこれらと一体</p>
<p>をなす国有地並びに二二三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字門尾字ゴロ</p> <p>大字門尾字ゴロのうち四〇の一、四二の一、四五の二の一部、四六の二の一部、四七の一部、四八、四八の一、四九の一部、五〇の一の一部、五五の一の一部、五五の二の一部、五六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四五の四及び四六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字門尾字塚本三八の一の一部及び三九の一部、大字門尾字平免六〇の一、六一の一、六一の三、六二の二、六三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字門尾字荒木七八の一から七八の三までの一部、八一の一部、八三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字門尾字長溝八六と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字門尾字平免</p> <p>大字門尾字平免のうち五七の一、五七の二、五八の一、五八の四、五八の七、六〇の一、六一の一、六一の三、六二の二、六三の二、六四の七、六五の一、六五の二、六六、六七の一、六八の二、六九の二、六九の三、七〇の一、七〇の二、七一、七一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに五七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字門尾字荒木</p> <p>大字門尾字荒木のうち七二の一、七二の二、七三の一部、七四の一、七四の二の一部、七五の一の一部、七八の二から七八の三まで、七八の八、七九から八一まで、八三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字門尾字平免六四の七、六五の一、六五の二、六六、六七の一、七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下坂字向河原四九九の一、四九九の四の一部、五〇〇の一部、五〇一、五〇二の一、五〇四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字稲荷字下荒木二八六の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

<p>大字門尾字長溝</p>	<p>大字門尾字長溝のうち八六と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字門尾字塚本三九の一部及びこれと一体をなす国有地、大字門尾字ゴヲロ四六の二の一部、四七の一部、四八、四八の一、四九の一部、五〇の一の一部、五五の一の一部、五五の二の一部、五六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字門尾字荒木八三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字門尾字ドウタ一四二の二の一部、一四二の三の一部、一四二次一、一四三の一の一部、一四三の二、一四四、一四五の四から一四五の四までの一部、一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字門尾字上河原</p>	<p>大字門尾字上河原のうち九五の一部、九六の一部、九六の一、九七から九九まで、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一、一〇二、一〇二の一、一〇三、一〇四の一、一〇四の二、一〇五の一、一〇五の二、一〇六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字門尾字荒木七八の一から七八の三までの一部、七八の八、七九、八〇、八一の一部、八三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字門尾字ドウタ一四五の一から一四五の四までの一部、一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字奥谷字向河原二九二の一、二九二の二、二九三、二九三の一、二九四、二九五、二九五の二の一部、三〇〇の一部、三〇一の一、三〇一の二の一部、三〇一の三の一部、三〇二から三〇五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二九五の二及び二九八と一体をなす国有地の一部並びに大字下坂字向河原五〇の二の二、五〇三の一から五〇三の三まで、五〇四の二、五〇五の一、五〇五の三、五〇五の四、五〇六から五〇八まで、五一〇、五一三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字門尾字前河原</p>	<p>大字門尾字前河原の全域、大字門尾字上河原九五の一部、九六の一部、九六の一、九七から九九まで、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一、一〇二、一〇二の一、一〇三、一〇四</p>
<p>大字門尾字ドウタ</p>	<p>四の一、一〇四の二、一〇五の一、一〇五の二、一〇六及びこれらと一体をなす国有地、大字門尾字ドウタ一二七から一三〇まで、一三一の一、一三六の一、一三八、一三八の一、一三九の一、一三九の二、一四〇、一四一、一四二の二から一四二の三まで、一四二次一、一四三の一、一四三の二、一四四、一四五の一から一四五の四まで、一四六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字門尾字橋詰上分</p>	<p>大字門尾字橋詰上分のうち三四二の一部、三五一の一部、三五二から三五四まで、三五五の一部、三五六の一部、三五七、三五七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字門尾字神田三五九の一部、三六〇の一から三六〇の三までの一部、三六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字門尾字井手河原三七四の一部、三七五、三七六の二の一部、三七六の三、三七六の五、三七六の五、三七七の一部、三七七の二、三七七の三、三七七の四、三七七の五、三七七の六、三七七の七、三八三の一部、三八三の二、三八三の三及びこれらと一体をなす国有地、大字下門尾字井手河原二の一、六の一の一部、七の一の一部、七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字奥谷字落コ溝二七〇の一部、二七三の一部、二七四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字奥谷字櫻二七五、二七六の二の一部、二七六の二、二七六の三の一部、二七九の一部及びこれら</p>

<p>大字門尾字井手河原</p>	<p>と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字下門尾字井手河原</p>	<p>大字下門尾字井手河原のうち三六六の一、三七〇の一、三七〇の三、三七四の一部、三七五、三七六の一部、三七六の二、三七六の三、三七六の五、三七八の一部、三七九の一部、三八三の一部、三八三の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字門尾字橋詰上分三四二の一部、三五四から三五七までの一部、三五七の一及びこれらと一体をなす国有地、大字門尾字神田三五八の一から三五八の三まで、三五九の一部、三六〇の一から三六〇の三までの一部、三六一の一、三六一の二の一部、三六二の一から三六二の三まで、三六三の一、三六三の二、三六三の三の一部、三六三の四、三六三の五、三六四、三六五の一、三六五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字下門尾字井手河原六の一の一部、七の一の一部、七の三の一部、八の二、八の五及びこれらと一体をなす国有地、大字奥谷字井手ノ上一五〇の一部、大字奥谷字下八反田一五一の三の一部、一五二の一の一部、一五二の二、一五二の三の一部、一五二の四、一五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字奥谷字八反田一九四の一の一部、一九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字下門尾字井手河原</p>	<p>大字下門尾字井手河原のうち二の一、六の一、七の一、七の三、八の二、八の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字下門尾字沖詰</p>	<p>大字下門尾字沖詰のうち一六三及び一六四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字下門尾字硝ノ上</p>	<p>大字下門尾字硝ノ上の全域、大字下門尾字沖詰一六三及び一六四と一体をなす国有地の一部、大字下門尾字三ツ井手一八三の三、一八三の七、一八四の一の一部、一八四の一五、一八五、一八六の一部、一八七の二、一八八の一部</p>

  

<p>大字下門尾字三ツ井手</p>	<p>及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字下門尾字沖向一九四の一部、二〇四の一部、二〇五の一部、二〇六の一、二〇六の二、二〇七の一の一部、二〇七の三の一部、二〇七の四の一部、二〇七の五、二〇七の六の一部、二〇七の七の一部、二〇九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮谷字エナ塚二六一の一〇の一部</p>
<p>大字下門尾字沖向南分</p>	<p>大字下門尾字沖向南分のうち一九一の一部、一九二の二の一部、一九二の三、一九二の五、一九三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字下門尾字沖向一九六の一部及び一九八の一部</p>
<p>大字下門尾字沖向</p>	<p>大字下門尾字沖向のうち一九四の一部、一九六の一部、一九八の一部、二〇四の一部、二〇五の一部、二〇六の一、二〇六の二、二〇七の一の一部、二〇七の三の一部、二〇七の四の一部、二〇七の五、二〇七の六の一部、二〇七の七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字下門尾字三ツ井手一八八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下門尾字沖向南分一九一の一部、一九二の二の一部、一九二の三、一九二の五、一九三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮谷字エナ塚二六一の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字稲荷字土居根</p>	<p>大字稲荷字土居根のうち九四の一の一部以外の区域</p>

大字稲荷字井古向

大字稲荷字井古向の全域、大字稲荷字岩崎二二八の  
一部、二二九の二の一部、一三〇の二の一部、一三八の  
一部、一三九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大  
字稲荷字牛谷口一四〇の二、一四二の一部、一四三、一四  
四、一四五の一部、一四五の二の一部、一四六の一部、一  
四七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字稲荷字岩崎

大字稲荷字岩崎のうち二二八の二の一部、二二九の二の  
一部、一三〇の二の一部、一三八の一部、一三九の一部及  
びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字稲荷字牛谷口

大字稲荷字牛谷口のうち一四〇の二、一四二の一部、一  
四三から一四五まで、一四五の二、一四六、一四六の二、  
一四七、一四七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部  
以外の区域

大字稲荷字梅ヶ坪

大字稲荷字梅ヶ坪のうち一五八の一部、一五九の二の一  
部、一五九の五の一部、一六〇の二から一六〇の四までの  
一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字稲荷  
字土居根九四の二の一部並びに大字稲荷字牛谷口一四五の  
一部、一四五の二の一部、一四六の一部、一四六の二、一  
四七の一部、一四七の二及びこれらと一体をなす国有地

大字稲荷字北ヶ

大字稲荷字北ヶの全域、大字稲荷字土居根九四の二の一  
部並びに大字稲荷字梅ヶ坪一五八の一部、一五九の二の  
一部、一五九の五の一部、一六〇の二から一六〇の四まで  
の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字稲荷字隈田

大字稲荷字隈田のうち一七二の三の一部、一七六の一部、  
一七八の二から一七八の三までの一部、一八〇の一部、一  
八一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七五の

大字稲荷字小縄手

三及び一七六と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字  
稲荷字小縄手一八四の二の一部及びこれと一体をなす国有  
地、大字稲荷字塚ヶ鼻二三三の二の一部、二二九の一部、  
二二〇、二二一から二二三までの一部、二二四、二二四の  
二の一部、二二五の一部及びこれらと一体をなす国有地、  
大字稲荷字荒木二二九の二の一部、二二九の二の一部、二  
二九の四の一部及び二三〇の二の一部並びに大字門尾字塚  
本三二の二から三二の三までの一部及びこれらと一体をな  
す国有地

大字稲荷字塚ヶ鼻

大字稲荷字小縄手のうち一八二の一部、一八四の二の一  
部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字稲荷字  
隈田一七二の三の一部、一八〇の一部、一八一の一部及び  
これらと一体をなす国有地並びに大字稲荷字塚ヶ鼻二二二  
の一部

大字稲荷字内荒木

大字稲荷字塚ヶ鼻のうち二二三の二の一部、二二七の一  
の一部、二二八の一部、二二九、二二〇、二二二の一部、  
二二二から二二四まで、二二四の二、二二五、二二六及び  
これらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字稲荷字小  
縄手一八二の一部及びこれと一体をなす国有地

大字稲荷字内荒木のうち二二九の二の一部、二二九の二  
の一部、二二九の四の一部、二三〇の二の一部、二三一の  
一から二三一の四までの一部、二三二の二の一部、二三二  
の二、二三三の二の一部、二三四の二の一部、二三六の一部及びこ  
れらと一体をなす国有地以外の区域、大字稲荷字隈田一七  
八の二の一部、一七八の三の一部及びこれらと一体をなす  
国有地、大字稲荷字塚ヶ鼻二三三の二の一部、二二四の二の一  
部、二二五の一部、二二六及びこれらと一体をなす国有地、  
大字稲荷字上荒木二六七から二六九までの一部、大字門尾  
字塚本三二の二の一部、三二の三の一部及びこれらと一体  
をなす国有地並びに大字門尾字平免五七の二の一部、五七

<p>大字奥谷字上紅梅</p>	<p>大字奥谷字前田</p>	<p>大字奥谷字上荒木</p>	<p>大字奥谷字古屋敷</p>	
<p>大字奥谷字上紅梅のうち一一一の二の一部、一一一の二</p>	<p>大字奥谷字前田のうち一〇五の一、一〇六の一、一〇六の二、一〇七の一の一部、一〇七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字奥谷字上荒木のうち二六三の一、二六三の二、二六四から二六七まで、二六八の一部、二六九の一部、二七五の二の一部、二七五の二の一部、二七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字奥谷字内荒木二二二の一から二二二の四まで、二二二の二の一部、二二二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字奥谷字下荒木二八四、二八五、二八六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字奥谷字平免六八の二、六九の二の一部、六九の三の一部、七〇の一、七〇の二、七一、七二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字奥谷字荒木七二の一、七二の二、七三の一部、七四の一、七四の二の一部、七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字下坂字向河原四九九の四の一部、五〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字奥谷字古屋敷の全域、大字奥谷字隈田一七六の一部、一七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字奥谷字内荒木二三四の一部、二五六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字奥谷字上荒木二六三の一、二六三の二、二六四から二六六まで、二六七から二六九までの一部、二七五の二の一部、二七五の二の一部、二七六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>の二の一部、五八の七の一部、六九の二の一部、六九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字奥谷字下八反田</p>	<p>大字奥谷字井手ノ上</p>	<p>大字奥谷字下紅梅</p>		
<p>大字奥谷字下八反田のうち一五一の一から一五一の三までの一部、一五二の二の一部、一五二の二、一五二の三の</p>	<p>大字奥谷字井手ノ上のうち一四四の二の一部、一四七の二の一部、一四七の二の一部及び一五〇の一部以外の区域、大字奥谷字下八反田一五一の一から一五一の三までの一部及び一五四の一部並びに大字奥谷字神田三六三の三の一部並びに三六三の三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字奥谷字下紅梅のうち一二三の一部、一二四の一部、一二五の二の一部、一二五の二、一三〇の二の一部、一三〇の二、一三〇の三の一部、一三〇の三の一部、一三二の二の一部、一三二の二、一三三の二の一部、一三三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字奥谷字前田一〇五の一、一〇六の一、一〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字奥谷字上紅梅一一一の二の一部、一一一の二の一部、一一五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字奥谷字下福井八七の二の一部、八七の五の一部、八八の二の一部、九〇の一、九一の一部、九二、九三の二、九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字奥谷字大敷一六一の三、一六三、一六四の二の一部、一六五の二の一部、一六六の二の一部、一六六の三の一部、一六八の二、一六八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字奥谷字門崎一六九の二、一六九の二、一七〇の二及び一七〇の四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>の一部、一一五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字奥谷字前田一〇六の二の一部、一〇七の二の一部、一〇七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字奥谷字下紅梅一二三の一部、一二四の二の一部、一二五の二の一部、一二五の二及びこれらと一体をなす国有地、大字奥谷字大敷一六一の三、一六三、一六四の二の一部、一六五の二の一部、一六六の二の一部、一六六の三の一部、一六八の二、一六八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字奥谷字門崎一六九の二、一六九の二、一七〇の二及び一七〇の四と一体をなす国有地の一部</p>

大字奥谷字備後岩	大字奥谷字八反田	大字奥谷字門崎	大字奥谷字大敷	
大字奥谷字備後岩のうち一九七の一、一九八の二、一九九	大字奥谷字八反田のうち一九三の一の一部、一九三の四、一九三の五の一部、一九三の六、一九三の七、一九四の一の一部、一九四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字奥谷字備後岩一九七の一、一九八の二、一九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字奥谷字深田二六六の一の一部、二六六の二の一部、二六七、二六八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字奥谷字落コ溝二七一の一部、二七二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字門尾字橋詰上分三五二の一部、三五七の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字奥谷字門崎のうち一六九の一、一六九の二、一七〇の三及び一七〇の四と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字奥谷字大敷一六四の一の一部、一六四の二、一六五の一の一部、一六五の二、一六五の三、一六六の一の一部、一六六の二、一六六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字奥谷字大敷のうち一六一の三、一六三、一六四の一、一六四の二、一六五の一から一六五の三まで、一六六の一から一六六の三まで、一六八の一、一六八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	一部、一五二の四、一五三の一部、一五四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字奥谷字井手ノ上一四四の二の一部、一四七の一の一部及び一四七の二の一部並びに大字奥谷字八反田一九三の一の一部、一九三の四、一九三の五の一部、一九三の六、一九三の七、一九四の一の一部、一九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字奥谷字落コ溝		大字奥谷字深田	大字奥谷字黒土	
大字奥谷字落コ溝のうち二六九から二七三までの一部、二七四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字奥谷字八反田一九四の一の一部、大字奥谷字深田二六二の一部、二六三の一部、二六六の一の一部、二六六の二の一部、及び二六八の一部並びに大字門尾字橋詰上分三五一の一部、三五二の一部、三五三、三五四の一部、三五五の一部、三	大字奥谷字落コ溝のうち二六九から二七三までの一部、二七四及びこれらと一体をなす国有地、大字奥谷字深田二六九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字下坂字神垣四九五の二及び四九五の三	大字奥谷字深田のうち二五四の一部、二六〇から二六三までの一部、二六六の一の一部、二六六の二の一部、二六七、二六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字奥谷字備後岩一九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字奥谷字黒土二二六の二、二二七の一、二二八の一から二二八の九まで、二二八の二、二二九の二、二三〇の一、二三一、二三一の一、二三二、二三三の一、二三三の二、二三四、二三五の一、二三五の三、二三六の一、二三七、二三八、二三九の一、二四〇の一、二四一の二、二四二の二、二四七の二、二四九の一、二四九次一、二五〇及びこれらと一体をなす国有地、大字奥谷字神垣二五一の一、二五一の二、二五二、二五三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字奥谷字落コ溝二六九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字下坂字神垣四九五の二及び四九五の三	九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字奥谷字黒土のうち二二六の二、二二七の一、二二八の一から二二八の九まで、二二八の二、二二九の一、二三〇の一、二三一、二三一の一、二三二、二三三の一、二三三の二、二三四、二三五の一、二三五の三、二三六の一、二三七、二三八、二三九の一、二四〇の一、二四一の二、二四二の二、二四七の二、二四九の一、二四九次一、二五〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	

大字宮谷字背戸田	五七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮谷字背戸田のうち三七の二以外の区域
大字宮谷字下福井	大字宮谷字下福井のうち八五の一の一部、八五の二、八六の一の一部、八六の二、八七の一の一部、八七の二から八七の四まで、八七の五の一部、八八の一の一部、九〇の一、九一の一部、九二、九三の一、九四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宮谷字イモフ田	大字宮谷字イモフ田のうち一〇二の二の一部、一〇二の三の一部、一〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字宮谷字背戸田三七の二、大字宮谷字下山根一二一、一二二、一二三の一、一二三の二及び一二三の二と一体をなす国有地の一部、大字宮谷字上竹股一四八の一部、一四九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮谷字下竹股一五二の一部、一五四の一の一部、一五四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字宮谷字下山根	大字宮谷字下山根のうち一二一、一二二、一二三の一、一二三の二及び一二三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宮谷字石房	大字宮谷字石房のうち一九五の一部、一九六の五及び一九六の七以外の区域、大字宮谷字下竹股一五四の二の一部、一五五の一部、一五七の一の一部、一五七の二、一五八の一部、一五九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字宮谷字上石房二〇九の一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字宮谷字上石房	大字宮谷字上石房のうち二〇四、二〇五の一部、二〇六

大字宮谷字エナ塚	の 一 から 二〇六の五まで、二〇七の 一 から 二〇七の三までの 一 部、二〇七の五の 一 部、二〇九の 一 の 一 部、二一一の 一 の 一 部、二一一の 四、二一二の 三 及 び 此 等 と 一 体 を な す 有 地 以 外 の 区 域、大 字 宮 谷 字 上 竹 股 一 四 九 の 一 部 及 び 一 五 一 の 一 部、大 字 宮 谷 字 下 竹 股 一 五 二 の 一 部、一 五 三、一 五 四 の 一 の 一 部、一 五 四 の 二 の 一 部、一 五 五 の 一 部、一 五 六、一 五 七 の 一 の 一 部、一 五 八 の 一 部、一 五 九 の 一 部 及 び 此 等 と 一 体 を な す 有 地 並 び に 大 字 宮 谷 字 石 房 一 九 五 の 一 部、一 九 六 の 五 及 び 一 九 六 の 七
大字宮谷字エナ塚	大 字 宮 谷 字 エ ナ 塚 の うち 二 六 一 の 一 〇 及 び 此 等 と 一 体 を な す 有 地 以 外 の 区 域
大字下坂字神垣	大 字 下 坂 字 神 垣 の うち 四 九 五 の 二 及 び 四 九 五 の 三 以 外 の 区 域
大字下坂字向河原	大 字 下 坂 字 向 河 原 の うち 四 九 九 の 一、四 九 九 の 四、五 〇〇、五 〇 一、五 〇 二 の 一、五 〇 二 の 二、五 〇 三 の 一 から 五 〇 三 の 三 まで、五 〇 四 の 一、五 〇 四 の 二、五 〇 五 の 一、五 〇 五 の 三、五 〇 五 の 四、五 〇 六 から 五 〇 八 まで、五 一 〇、五 一 三 の 二 及 び 此 等 と 一 体 を な す 有 地 の 一 部 以 外 の 区 域
廃止する字の名称	大 字 門 尾 字 神 田、大 字 稻 荷 字 下 荒 木、大 字 奥 谷 字 神 垣、大 字 奥 谷 字 櫻、大 字 奥 谷 字 向 河 原、大 字 宮 谷 字 上 竹 股、大 字 宮 谷 字 下 竹 股 及 び 大 字 下 坂 字 下 毛 河 原

鳥 取 県 告 示 第 四 百 八 十 八 号

地 方 自 治 法 ( 昭 和 二 十 二 年 法 律 第 六 十 七 号 ) 第 二 百 六 十 条 第 一 項 の 規 定



に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による津ノ井地区広岡工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和五十四年六月十五日現在の地番による。）
広岡字新矢谷	広岡字矢谷堤下八九の一、八九の三及びこれらと一体をなす国有地の一部、広岡字矢谷口のうち九七、九八、九九の一、九九の三、九九の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、広岡字矢谷東山添の全域、広岡字西平の全域並びに広岡字上前田の全域
広岡字新前田	広岡字前田の全域並びに広岡字下前田一四七の一、一四七の三、一四八の一及びこれらと一体をなす国有地
区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十四年六月十五日現在の地番による。）
広岡字矢谷堤下	広岡字矢谷堤下のうち八九の一、八九の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
広岡字矢谷口	広岡字矢谷口九七、九八、九九の一、九九の三、九九の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九九の二と

広岡字下前田	一体をなす国有地の一部
廃止する字の名称	広岡字下前田のうち一四七の一、一四七の三、一四八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
字前田	広岡字矢谷東山添、広岡字西平、広岡字上前田及び広岡

鳥取県告示第四百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鹿野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による河内地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十四年十二月十七日現在の地番による。）
大字河内字下尾尻	大字河内字下尾尻のうち一五二の一部及び一五三の一部以外の区域並びに大字河内字尾尻原一五四二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一五四一と一体をなす国有地の一部

大字河内字上尾尻

大字河内字上尾尻の全域、大字河内字下尾尻一五二二の一部及び一五一三の一部並びに大字河内字尾尻原一五三九の二、一五四〇の二及び一五四〇の三並びに一五四一と一体をなす国有地の一部

大字河内字尾尻原

大字河内字尾尻原のうち一五三九の二、一五四〇の二、一五四〇の三、一五四二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一五四一と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第四百九十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	廃止年月日
足立内科医院	境港市佐妻神町一三二二番地	昭和五十五年五月八日

鳥取県告示第四百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
足立医院	境港市幸神町一八番地	昭和五十五年五月一日
足立内科医院	境港市幸神町二二〇番地	昭和五十五年五月二十九日
木村齒科医院	境港市小篠津町八九三番地	昭和五十五年五月二十九日

鳥取県告示第四百九十二号

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第十二条の規定に基づき、昭和五十四年度に実施した農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況に関する調査測定の結果を、次のとおり公表する。

昭和五十五年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 調査測定を実施した地域

小田川地域（岩美郡岩美町大字荒金、大字院内、大字長郷、大字高住、大字岩常、大字河崎、大字太田及び大字本庄地内）

二 調査測定の種類

特定有害物質等細密調査

三 調査測定の結果

水田の土壌及び玄米に含まれる重金属類の量

(単位 一キログラム中のミリグラム量)

地 区	調査地点数	土			銅			玄 米		
		カドミウム	最高値～最低値	平均値	最高値～最低値	平均値	カドミウム	最高値～最低値	平均値	
岩美町大字荒金	十二	〇・二二～〇・六三	七八九・〇～八・三	二〇三・六	〇・七六～〇・〇六	〇・三三〇	〇・二二～〇・二二	〇・七六～〇・〇六	〇・三三〇	
院内	十一	一・一八～〇・三八	四二一・八～一一・〇	一七〇・四	〇・七八～〇・〇八	〇・三三〇	〇・七八～〇・〇八	〇・七八～〇・〇八	〇・三三〇	
長郷	七	〇・四五～〇・二六	二二六・〇～四・六	八九・七	〇・六〇～〇・一四	〇・三七	〇・六〇～〇・一四	〇・六〇～〇・一四	〇・三七	
高住	十	〇・六六～〇・三三	三〇六・一～五・四	一四八・五	〇・七八～〇・〇六	〇・三一	〇・七八～〇・〇六	〇・七八～〇・〇六	〇・三一	
岩常	三十二	〇・九二～〇・三三	二五一・三～四・五	九一・一	〇・六七～〇・〇六	〇・三二	〇・九二～〇・三三	〇・九二～〇・三三	〇・三二	
河崎	八	〇・七五～〇・五三	一九八・一～三七・〇	一三二・九	〇・九八～〇・二五	〇・五五	〇・七五～〇・五三	〇・七五～〇・五三	〇・五五	
太田	九	〇・八一～〇・四九	二二六・〇～五三・四	一四八・八	〇・七四～〇・二四	〇・五三	〇・八一～〇・四九	〇・八一～〇・四九	〇・五三	
本庄	二	〇・四六～〇・三七	六一・二～二一・八	四一・五	〇・二七～〇・二二	〇・二四	〇・四六～〇・三七	〇・四六～〇・三七	〇・二四	
合 計	九十一			一三〇・〇		〇・三六			〇・三六	

鳥取県告示第四百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

郡家土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	中山 一俊	八頭郡郡家町大字門尾二九八
"	西尾 武	篠波一二四
"	山内 勇	山田一六一
"	宮本徳次郎	市場三〇五
"	岸本 栄治	下坂四〇七
"	今井 勝	山上三二
"	豊田 憲夫	稲荷八一
"	土井 常夫	別府一五一―
"	奥村 久雄	山路一一四―
"	森岡 清次	大坪二七九
"	山本 金治	奥谷一七〇―三
"	前土居泰吉	下峰寺一七八―一
"	高橋 惣市	宮谷六一
監事	田淵 幸吉	下津黒六三

岡森憲太郎

延命寺一〇七

任期満了により退任

郡家土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	中本 長寿	八頭郡郡家町大字大坪七六一二
"	西村甚太郎	稲荷六一
"	宮本徳次郎	市場三〇五
"	中山 一俊	門尾二九八
"	山内 勇	山田一六一
"	西尾 武	篠波一二四
"	田淵 幸吉	下津黒六三
"	奥村 久雄	山路一一四―
"	岸本 栄治	下坂四〇七
"	山本 金治	奥谷一七〇―三
"	岡森憲太郎	延命寺一〇七
"	加藤 賢治	上峰寺二〇五
監事	井上 保	下門尾三九
"	土井 常夫	別府一五一―
"	小杉 鷹登	山上二八一

昭和五十五年三月八日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、同年四月二十八日就任 任期三年

米金井手土地改良区  
退任した役員の氏名及び住所



鳥取県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を昭和五十五年六月五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百九十五号

河原町から申請のあつた町営土地改良（上佐貫地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第九十六条の規定に基づき、昭和五十五年六月四日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十五年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百九十六号

昭和五十五年五月十九日付けで福部村から申請のあつた西海士地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二

十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年六月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る郡家地区C工区の換地処分を行うたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鹿野町から同町が行う土地改良事業に係る河内地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る津ノ井地区広岡工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第九号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年九月二十八日鳥取県指令受都計第三百二二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市福庭字穴田及び海田東町字荒神

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市葵町七二二

倉吉市土地開発公社

理事長 小 谷 善 高

鳥取県告示第五百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十五年六月十日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十五年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名 鳥取市相生町二丁目 四一九 有限会社辰鶴企画 代表取締役 山 田 鶴之助	道路の位置の指定場所 鳥取市浜坂字東坂一四五七	道路の幅員及び長さ 幅員 五・〇〇～八・〇〇 長さ 三三・〇〇メートル
--	----------------------------	---

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和55年度高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和55年 6月10日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 期日 昭和55年 8月22日（金）
- 2 場所 鳥取市及び米子市
- 3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試 験 科 目	時 間
第一種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 高圧ガス（液化石油ガスを除く。）の販売に必要な通常の保安管理の技術	10時00分から 12時00分まで

第二種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に係る法令 液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	10時00分から 12時00分まで
-----------------	--	----------------------

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

- (1) 受験願書  
鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県LPガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- (2) 写真  
手札形で、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定欄にはり付けること。
- (3) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）
- 5 手数料及びその納付方法
  - (1) 手数料  
第一種販売主任者免状に係る試験 1,300円  
第二種販売主任者免状に係る試験 1,000円
  - (2) 納付方法  
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付け



て納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和55年7月14日(月)から同月28日(水)まで

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、昭和55年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和55年6月10日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試験の時間
ア 砂利の採取に関する法令	午前10時から
イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)	正午まで

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日

昭和55年7月31日(木)

(2) 試験の場所

鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第二庁舎8階 第22会議室

3 受験手続

次の書類を住所地を管轄する土木出張所に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間

昭和55年7月3日から同月12日まで

6 受験願書を提出した者には受験票を交付する。

昭和55年6月3日に実施した採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和55年6月10日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 6 井上 良美      7 狩野 米      8 田村 義寿      10 田村 拓哉
- 11 厨子 勝雄    12 井上 雅嗣    14 久本 邦夫    15 谷口 厚之
- 18 黒川 慎二    21 石水 武利    22 河上 安広    25 福本 明美
- 26 菅田 貢      28 門谷千代子    29 大塚 哲愛

正 誤

昭和五十五年五月鳥取県告示第四百五十八号（鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正

三 上 鳥取県信用金庫 鳥取信用金庫

昭和五十五年五月鳥取県公報号外第二十一号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 誤 正

- 四 昭和五十五年執行 参議院地方選出議員選挙投票
- 参議院地方選出議員選挙投票
- 五 昭和五十五年執行 参議院全国選出議員選挙投票
- 参議院全国選出議員選挙投票

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】